

日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

第二部 労働運動

第五編 労農政党

第四章 各政党の農業政策

第三節 国民協同党の農業政策

(一九四八年五月五日第三回大会)

一、土地対策として第二次農地改革を完遂し総合的な土地改良事業を推進すること。
第二次農地改革の完遂を期し特に農地委員会の民主的運営を計る。交換分合に当っては自作地主をも含めた総合計画によることとし更に金納小作料金の適正化をはかり耕作権不安を解消する。

また水利組合、及耕地整理組合を一丸とせる土地改良組合法を制定し土地生産力の増進を期する。

二、治山治水の根本的施策を行うこと。

国土保安の観点より濫伐、過伐に荒廃せる山林の復興については強力なる国家の助成を行う。

増林法の制定、森林法の改正等により緊急植林計画を樹立する一方、施業案の急速編成により植伐を規定すること。また林野砂防河川砂防につとめ水害地の復旧は最優先的に公共事業を以てこれを行う。

三、食糧自給態勢を高めるため開拓事業の合理的推進をはかること。

食糧自給態勢を高めるため国家の高度助成による開墾干拓計画を推進する。即ち資金資材の潤沢なる優先確保をなし開拓民生活安定を期する特に耕地森林等の土地利用区分を明確ならしめ山林に対し不必要な脅威を除去する。

四、科学技術の導入、農業生産性の挙揚を図り経営を科学化すること。

各種研究調査指導機関等の総合連絡をはかり農業の経営の科学化、機械化と併行して品種の改良、栽培技術の科学的改良等をなし、その普及を期する。特に畑作物の増収を図り、輸出農産物の開発につとめる。また民間農法にも科学的検討を加える。

五、有畜機械化経営を促進すると共に適正経営規模農家を創立すること。

適正経営規模農家の創立につとめ農地の零細化を極力防止する有畜化、電化、機械化等による立体的農法を採用し、農村過剰人口に対する雇傭機会を増大する。

六、農村工業を推進し、農村人口の吸収と農家経営の抵抗力を高めること。

農業生産物の商品化を目ざして農業加工生産事業を推進させ、更に農村過剰力を利用する農村工業を立地的条件を考慮して発足する。これにより缺状価格差を克服し農家経営の抵抗力を培養する。

七、農産物輸出対策を確立し国際経済の動向に対応すること。

国際収支改善に資するため特殊農産物並に農産加工品の一部は輸出品として確保する。農民の

自主的な荷受機関をつくり、市場を開拓すると共に一方輸出向作物の分野を拡充する。なお国際経済変動に対するため輸出入農産物に関する価格平衡資金制度を考慮する。

八、総合供出制を確立し供出の合理化と促進をはかること。

主穀については地方に応じた事前割当制を合理的にし、追加供出は絶対に行わない。カロリーを基準とする総合供出制を採用する。供出を促進するため報償物資はなるべく嗜好品をさけ、再生産必需物資をもって当てる。供出完遂後の余剰分についてはある程度の自由処分を容認する。

九、農産物価格を合理的パリティ計算に基いて改定する。

合理的パリティ計算を基調として農業を可能ならしめる適正価格を設定し物価に対するスライド制を勧告する。超過供出に対して報償の意味を含めた特別価格を設定する。次に青果物価格については統制を撤廃する。

一〇、金融の疎通をはかり農業経営を合理化するために農林復興金庫の新設、組合金融の拡充をはかること。

農林復興金庫を設立し、長期低利の金融の疎通を図り一方組合金融とも有機的に連絡せしめ短期信用の融通も潤沢ならしめる。また農地証券の資金化を図り之を活用すると共に一方農林畜積資金の還元については特別の措置を講じてその逃避を防止する。

一一、農業の再生産を拡大するために農業資材の優先確保をはかること。

化学肥料の生産は之を超重点産業の列に置き、更に農機具、農薬等の資材並に農作業衣、地下足袋等については必要なる全量を適期にこれを配給する。之が確保に当っては協同組合組織を活用し官僚的配給機関を整理する。

一二、協同組合を組織化し新農村生活を確立すること。

協同組合を基調とせる新農村の建設により徒らなる対立狭量なる部落性を払拭し、従来農民生活の遅滞性を合理化近代化し衣食住各分野に於ける改善を企図し新たなる農村文化を建設する。

一三、農業増産を阻害するが如き農業課税を廃止し徴税を合理化すること。

農業所得税の重圧に鑑み現行税制の改革を断行し、農業再生産を可能ならしめる様に措置する。之がためには民主的な所得税決定資料審査会等の設置によりその査定を合理化する。農業事業税土地使用税等新税の設定は之をなさない。

一四、農業恐慌に対応するため、総合的対策を確立すること。

将来の国際貿易再開を考慮し外国農業との競争力を増すため経営の合理化、近代化をはかり以て生産費の逡減をはかる。併せて輸出農産物の増進、農村工業の導入確立をはかり、適地適作国際分業の原則に則り恐慌対処方策を講ずる。

一五、農村行政を合理的簡素化するため、監査委員会を設置すること。

農民、農業団体代表、学識経験者等により眞の農林行政監査委員会をもうけ、農林行政の効果を監査検討せしめる。

極力農村行政機構の簡素化をはかり行政費の低減につとめる。

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
